

町営住宅の申込について

○申込の注意

- ・町営住宅入居申込書に必要事項をご記入のうえ、下記の書類を添えて募集期間内に提出してください。
- ・収入基準を超える方は申込をすることができません。 ※収入月額の計算方法は下記にあります。
- ・書類に不備がある場合、期間を過ぎての申込は受付することができません。
- ・提出された書類はお返しすることができません。
- ・申込にはマイナンバーが必要となります。（※1については提出が不要にできます。）

○入居の流れ

● 申込時

必要書類

- 町営住宅入居申込書 . . . 役場三階建設課
- 誓約書 . . . 役場三階建設課
- 同意書 . . . 役場三階建設課
- 住民票 ※1 . . . 役場一階町民課・出張所または各市町村役場
入居される方全員及び現在入居される方と同居している方があれば、その世帯全員について記載されているもの。
また、本籍、続柄等の省略のないもの。
- 所得・課税証明書 ※1 . . . 役場一階町民課・出張所または各市町村役場
19歳以上、19歳未満で所得のある入居予定者全員分
- 税完納証明書または納税証明書 ※1 . . . 役場一階町民課・出張所または各市町村役場
納税義務のある入居予定者全員分
- 源泉徴収票・確定申告書の写しなど . . . 勤務先等
状況に応じて提出していただきます。
- その他必要書類 . . . 勤務先等
状況に応じて提出していただきます。

● 審査・抽選（申込者多数の場合は抽選となります。）

● 入居決定後

必要書類（10日以内に下記の書類を提出できない場合、入居決定は取り消されます。）

- 請書 . . . 役場三階建設課
入居の契約書及び連帯保証人の書類となります。200円の収入印紙を貼付していただきます。
- 連帯保証人の所得・課税証明書 . . . 役場一階町民課・出張所
- 連帯保証人の完納証明書 . . . 役場一階町民課・出張所
- 連帯保証人の印鑑証明書 . . . 役場一階町民課・出張所
- 敷金の納入
敷金は決定家賃の三ヶ月分となります。

● 入居（入居可能日通知後、7日以内に入居できない場合、入居決定は取り消されます。）

- 住民票 ※1 . . . 役場一階町民課・出張所
住宅異動後の住民票（世帯全員用、本籍、続柄等省略のないもの）

○入居収入基準について

- 下記の収入月額を超えない方は、町営住宅に入居することができます。超える場合は入居できません。

- ◆ 一般世帯（下記以外の世帯）の場合 . . . 収入月額158,000円以下
- ◆ 裁量階層の場合 ① . . . 収入月額214,000円以下
裁量階層とは . . .
 - ・ 申込者又は同居者に障がい者等がみえる場合
 - ・ 申込者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である場合
- ◆ 裁量階層の場合 ② . . . 収入月額259,000円以下
 - ・ 同居者に中学校以下の就学している方がみえる場合

● 収入月額の計算方法

収入月額の計算方法は下記のとおりです。

◆ $\text{収入月額} = \{(\text{入居者全員の年間所得の合計}) - (\text{控除額の合計})\} \div 12$

◆ 控除額

控除種別	内容	控除額	備考
扶養控除	申込者本人以外の同居者、扶養親族一人につき	380,000円	
特定扶養控除	16歳以上23歳未満の扶養親族一人につき	250,000円	
老人扶養控除	70歳以上の扶養親族一人につき	100,000円	
寡婦・寡夫控除	申込者本人、同居者で該当する方の所得から控除	270,000円	所得額が27万円以下 の場合はその額を控除
障がい者控除	心身に障がいのある方一人につき	270,000円	
特別障がい者控除	上記のうち、重度の障がいのある方一人につき	400,000円	

◆ 例：夫婦・子供2人、計4人での申込の場合（一般世帯）

$\text{収入月額} = (2,500,000\text{円} - 1,390,000\text{円}) \div 12 = 1,110,000\text{円} \div 12 = 92,500\text{円} \dots \text{申込可}$

入居者	年齢	年間所得	控除額	控除種別(※)					
				扶	特	老	寡	障	特障
夫(世帯主)	43	2,000,000円	0円						
妻	40	500,000円	380,000円	○					
長男	19	0円	630,000円	○	○				
二男	14	0円	380,000円	○					
合計		2,500,000円	1,390,000円						

◆ 例：母・子供2人、計3人での申込の場合（裁量階層）

$\text{収入月額} = (3,460,000\text{円} - 1,300,000\text{円}) \div 12 = 2,160,000\text{円} \div 12 = 180,000\text{円} \dots \text{申込可}$

入居者	年齢	年間所得	控除額	控除種別(※)					
				扶	特	老	寡	障	特障
母(世帯主)	40	460,000円	270,000円				○		
長男	20	3,000,000円	380,000円	○					
長女	14	0円	650,000円	○				○	
合計		3,460,000円	1,300,000円						

◆ 例：夫婦2人での申込の場合（一般世帯）

$\text{収入月額} = (2,500,000\text{円} - 380,000\text{円}) \div 12 = 2,120,000\text{円} \div 12 = 176,666\text{円} \dots \text{申込不可}$

入居者	年齢	年間所得	控除額	控除種別(※)					
				扶	特	老	寡	障	特障
夫(世帯主)	28	2,000,000円	0円						
妻	23	500,000円	380,000円	○					
合計		2,500,000円	380,000円						

※控除種別
 扶：扶養控除
 特：特定扶養控除
 老：老人扶養控除
 寡：寡婦・寡夫控除
 障：障がい者控除
 特障：特別障がい者控除